

令和8年10月1日

懲戒処分の公表について

このたび、本校において下記のとおり2件の懲戒処分を行いましたので公表いたします。
なお、両事案における行為の詳細については、被害者及び関係する学生のプライバシー保護並びに二次被害防止の観点から、公表できません。

記

1. 処分年月日：令和8年9月15日

被処分者：教員

処分内容：減給

事案の内容：被処分者は、自身の研究補助業務に関する学生謝金の支給手続きにおいて、実際の業務日とは異なる内容で業務実施日を集約した書類を提出し、学校側に事実とは異なる報告を行ったことから処分を行った。

2. 処分年月日：令和8年9月15日

被処分者：教員

処分内容：戒告

事案の内容：被処分者は、本校学生に対し研究活動をとおして、行き過ぎた不適切な指導を行ったことにより、ハラスメント行為に該当するとして処分を行った。

3. 校長のコメント

本件の教員の行為は、誠に遺憾であり、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

本校では、今回の事態を厳粛に受け止め、教職員に対する意識啓発及び指導を徹底し、このようなことが再び起こらないよう再発防止に取り組むとともに、信頼回復に努めてまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

秋田工業高等専門学校長

坂 下 鈴 鹿